



誰のための即時オープンアクセス政策？ 日本の実利につながる政策立案を！



Miho FUNAMORI **船守美穂** 国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター
鹿児島大学附属図書館オープンサイエンス研究開発部門

日本でも即時オープンアクセス始動！

2025年度に公募された研究助成を受けた学術研究から、即時オープンアクセスが求められることになった。即時オープンアクセスとは、公的な研究助成を受けた学術研究から生み出された学術論文を、論文出版直後にインターネット上に公開することをいう。

即時の付かないオープンアクセスについては、これまでも一応求められていた。一応としたのは、即時の付かないオープンアクセスについては、あるときから研究助成への実績報告において、当該研究を通じて生み出した論文がオープンアクセスであるかを問うチェックボックスが突如として説明もなく出現しているからである。これは、研究助成機関が2017年前後に発表したオープンアクセスポリシーに基づいているのだが、このポリシーはそれほど喧伝されなかったため、多くの研究者は、オープンアクセスが何なのか、オープンアクセスでないと何らかのペナルティーがあるのかもわからないまま対応をしていた。

一方、今回の即時オープンアクセスは、国が義務として求めることもあり、多くの大学において教授会などで説明がなされている。しかも今回から、論文の「根拠データ」の公開まで求められる。自分たちの研究の手の内を世界にさらけ出すことが求められているのかと学術界には衝撃が走ったが、後のQ&Aにおいて、「論文を投稿した学術雑誌の出版方針等において公開が求められる研究データ」とあり、いわゆるサプリメントデータと判明したが、人騒がせ、かつ政策当局者の学術への理解がうかがい知れる一件である。

なお、今回は「即時」が付くことが、これまでのオープンアクセスと異なるのであるが、これは後述のように腰砕け状態となっている。

世界で論文のオープンアクセスが求められる理由

オープンアクセスは、即時が付いても付かなくて

も、ここ数十年の世界的なトレンドである。これを追求する表向きの理由としては、納税者への説明責任や研究の発信拡大、多分野の協力、経済的に恵まれない機関や国における論文へのアクセスの確保などが挙げられているが、簡単に言えば、論文が掲載される学術雑誌の購読料をつり上げる商業出版社への対抗というのが、実のところの理由である。

商業出版社は、戦後間もない頃から学術雑誌の発行数の拡大とともに、購読料の値上げを進めてきた。1980年代以降は、四半世紀の間に学術雑誌価格が4倍になるほどであったから、欧米では2000年代初頭、当時普及拡大したインターネットを通して論文をオープンに流通させることを思い付き、オープンアクセス運動（Budapest Open Access Initiative, BOAI）を開始した。

一方、この運動を開始した当時は、出版社からの猛反対もあり、学術雑誌の設定する半年から1年程度のエンバーゴ期間を経て論文がオープンアクセスにされていた。しかし、出版社が購読料を値上げし続け、また、論文掲載料（APC）を負担した研究者の論文のみをオープンアクセスとするハイブリッド誌を通じた、学術雑誌の購読料とAPCの二重取りが問題視されるようになると運動が先鋭化し、学術雑誌のエンバーゴ期間を待たずにオープンアクセスを求める即時オープンアクセスが、初めはアカデミアから（OA2020）、そして、その後に研究助成機関から（Plan S）求められるようになった。

日本も、1970年代頃は世界のアカデミアと同様、学術雑誌を負担できる経済力がなく、外国雑誌センター館を分野別に整備し、文献複写サービスによりしのいでいた。一方、1985年のプラザ合意を通じて強い円高が強制的に誘発され、円が1年のうちに240円から150円になると、日本において学術雑誌の購読料を負担できないという問題はほぼ解消した。円高はその後、2012年にアベノミクスにより円安が誘発されるまで進んだことから、日本では、欧米の大学が商業出版社

による価格つり上げへの抵抗としてオープンアクセス運動を繰り広げているという認識が薄い。

このような事情により日本では、即時の付かないオープンアクセスが強制力を伴わず、形だけ進められた。それだけに、即時オープンアクセスが義務として発表されたとき、唐突な印象を受けた者も少なくない。

グリーン OA の即時オープンアクセス政策の場合の権利保持戦略の必要性

さて、2002年のBOAIではオープンアクセスの方法として、①APCを負担し、OA誌に論文を出版する方法（ゴールドOA）と、②論文の著者最終稿を大学の機関リポジトリなどに公開する方法（グリーンOA）を考案した。英国を中心に欧州ではゴールドOAが、米国ではNIHなどの研究助成機関を中心にグリーンOAが進んだ。日本では、研究発信力強化の観点から、各大学への機関リポジトリの設置が進んだ。

即時オープンアクセスの推進が2018年、欧州の11の研究助成機関により提案（Plan S）されたときは、ゴールドOAを中心に進めることが想定されていたが、それでは研究者がOA誌のみにしか論文を投稿できないことが問題視され、グリーンOAも転換契約も含め、即時オープンアクセスが推進されることになった。ただし、論文をグリーンOAで即時オープンアクセスにしようとした場合、論文出版契約に一般に含まれる著作権譲渡の条項に反してしまう。このため、欧州の研究助成機関は一計を巡らし、「権利保持戦略」を展開することとした。権利保持戦略では、論文投稿前に論文著者が自身の論文とその派生物に対してcc-byなどのオープンライセンスを付与することを宣言する。つまり、論文の利用条件を論文投稿前に付与するわけであるが、論文の利用条件は著作権譲渡においても消えることなく、論文の著作権とともに出版社に移管されるため、論文著者は事前に付したオープンライセンスをもって、著作権譲渡後も論文を公開したり、利活用したりできる。ややトリッキーに思えるが、法的にはこれで有効とのことである。

日本の即時オープンアクセス政策の特徴とその問題点

日本の即時オープンアクセス政策は、実はグリーンOAを義務化しているため、権利保持戦略のような措置がないと、日本全国の研究者で出版社への権利侵害をすることになり、大変困ったことになる。しかし国は権利保持戦略について一言も触れていない。その代わりQ&Aにおいて、「問題があり、即時オープンアクセスを満たせない場合は、問題が解消したら速やかに対応」とある。つまり、論文がエンバーゴ期間中にある場合は、同期間が過ぎてからオープンアクセスにすることが指示されており、これは、即時の付かないオープンアクセスでよいということと同じことである。

国としては、表向きは即時オープンアクセスを推進しながら、実際には即時性を行使しないことで、出版社への権利侵害を回避したつものようだが、この対応をさせられる大学側は、論文1つ1つのエンバーゴ期間を調べ、それに応じてきめ細やかに論文を公開する必要がある、大変な手間を背負い込まされている。

さらに言うと、欧州の即時オープンアクセスは、転換契約を通じて出版社により多くの収入をもたらしたという批判があり、昨年夏にプランS事務局の主要人物らがすでに退陣している。米国の即時オープンアクセスの推進も不明な中、日本はそれでも即時オープンアクセス政策を続行するのであるか。

なお、研究助成機関の権利保持戦略は出版社の猛反撃に遭い、うまくいかなかったらしいが、英国60以上の大学が進める機関の権利保持ポリシーや、法律レベルでの二次著作権の設定（例：オランダのタベルネ・スキーマ）は有効に働く模様である。これらについても、転換契約で十分な収入が出版社に保証されている場合という条件付きのようであるが、後発で政策を進めるのであれば、先人の失敗に学んだ賢い政策を日本には推進してもらいたいものである。

© 2026 The Chemical Society of Japan

ここに載せた論説は、日本化学会の論説委員会が依頼した執筆者によるもので、文責は基本的には執筆者にあります。日本化学会では、この内容が当会にとって重要な意見として掲載するものです。ご意見、ご感想を下記へお寄せ下さい。
論説委員会 E-mail: ronsetsu@chemistry.or.jp